

一時使用建築物（法第87条の3第6項）緩和条項チェックリスト

【関係法文：建築基準法第87条の3第6項・建築基準法施行令第147条第2項】

（緩和を受ける条項の適用欄に○印を記入）

緩和条項	区分	適用
法12条1項～4項	報告・検査等	
法21条	大規模の建築物の主要構造部等	
法22条	屋根	
法24条	建築物が第22条第1項の市街地の区域の内外にわたる場合の措置	
法26条	防火壁等	
法27条	耐火建築物等としなければならない特殊建築物	
法34条2項	非常用の昇降機	
法35条の2	特殊建築物等の内装	
法35条の3	無窓の居室等の主要構造部	
法37条	建築材料の品質	
第3章		
法41条の2	適用区域	△
法42条	道路の定義	△
法43条	敷地等と道路との関係	
法43条の2	その敷地が4m未満の道路にのみ接する建築物に対する制限の付加	
法44条	道路内の建築制限	
法45条	私道の変更又は廃止の制限	△
法46条	壁面線の指定	△
法47条	壁面線による建築制限	△
法48条	用途地域等	
法49条	特別用途地区	
法49条の2	特定用途制限地区	△
法50条	用途地域等における建築物の敷地、構造又は建築設備に対する制限	
法51条	卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置	
法52条	容積率	
法53条	建蔽率	
法53条の2	建築物の敷地面積	△
法54条	第1種低層住居専用地域等内における外壁の後退距離	
法55条	第1種低層住居専用地域等内における建築物の高さの限度	
法56条	建築物の各部分の高さ	
法56条の2	日影による中高層の建築物の高さの制限	
法57条	高架の工作物内に設ける建築物等に対する高さの制限の緩和	△
法57条の2	特例容積率適用地区内における建築物の容積率の特例	△
法57条の3	指定の取消	△
法57条の4	特例容積率適用地区内における建築物の高さの限度	△
法57条の5	高層住居誘導地区	△
法58条	高度地区	
法59条	高度利用地区	
法59条の2	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例	△
法60条	特定街区	△
法60条の2	都市再生特別地区	△
法60条の3	特定用途誘導地区	△

法61条	防火地域及び準防火地域内の建築物	
法62条	屋根	
法63条	隣地境界線に接する外壁	
法64条	看板等の防火措置	
法65条	建築物が防火地域又は準防火地域の内外にわたる場合の措置	
法66条	第38条の準用	△
法67条	特定防災街区整備地区	△
法67条の2	第38条の準用	△
法68条	景観地区	
法68条の2	市町村の条例に基づく制限	
法68条の3	再開発等促進区等内の制限の緩和等	△
法68条の4	誘導容積型地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例	△
法68条の5	容積適正配分型地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例	
法68条の5の2	容積適正配分型特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の容積率の特例	△
法68条の5の3	高度利用型地区計画等の区域内における制限の特例	△
法68条の5の4	用途別容積型地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例	△
法68条の5の5	街並み誘導型地区計画等の区域内における制限の特例	△
法68条の5の6	地区計画等の区域内における建築物の建蔽率の特例	△
法68条の6	道路の位置の指定に関する特例	△
法68条の7	予定道路の指定	△
法68条の8	建築物の敷地が地区計画等の区域の内外にわたる場合の措置	
法68条の9	都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の建築物に係る制限	△
法87条2項	用途の変更に対するこの法律の準用	

令22条	居室の床の高さ及び防湿方法	
令28条	便所の採光及び換気	
令29条	くみ取り便所の構造	
令30条	特殊建築物及び特定区域の便所の構造	
令46条	構造耐力上必要な軸組等	
令49条	外壁内部等の防腐措置等	
令112条	防火区画	
令114条	建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁	
令5章の2	特殊建築物等の内装（第128条の3の2～第128条の5）	
令129条の13の2	非常用の昇降機の設置を要しない建築物	
令129条の13の3	非常用の昇降機の設置及び構造	

設計者 _____ ,